

前回改正(平成28年11月2日)からの労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正概要

2017.1.1改正

改正箇所		改正内容	改正の概要
第6	労働者派遣契約	4(3) 派遣労働者の保護等のための労働者派遣契約の解除等の内容を追記	労働者派遣契約の解除等を行える具体的事由について、違反規定として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他を追加。
第7	派遣元事業主の講ずべき措置等	5 派遣労働者の福祉の増進について、育児休業から復帰する際の就業機会の確保を(4)として新設 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の第2の8 派遣元事業主が派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等について講ずべき措置について追記	平成29年1月1日に適用される派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の改正により、派遣労働者が育児休業から復帰する際には、派遣元事業主が就業を継続できるよう、努めるべきであることを追記。
第8	派遣先の講ずべき措置等	3 適正な派遣就業の確保について、苦情処理の対象の追記 派遣先が講ずべき措置に関する指針の第2の7 適切な苦情の処理について、苦情処理の対象の追記	平成29年1月1日に適用される派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の改正により、派遣先が処理を図るべきである苦情として、妊娠、出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメントを追記。
第9	労働基準法等の適用に関する特例等	1 派遣中の労働者に関する派遣元・派遣先の責任分担の表の追加	派遣中の派遣労働者に関して、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は介護休業を行う労働者の福祉に関する法律について、職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する措置等の派遣元・派遣先の責任分担その他を追加。
		6 雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用の特例について、対象条文の追記	派遣中の労働者の派遣就業に関して、派遣元事業主のほか、派遣先の使用者も事業主としての責任を負うべき雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の規定の一部追記。
		7 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律を7として新設	派遣中の労働者の派遣就業に関して、派遣元事業主のほか、派遣先の使用者も事業主としての責任を負うべき育児休業、介護休業等育児又は介護休業を行う労働者の福祉に関する法律の規定を追記。
第14	その他	1 他の労働行政との連携についての追記	雇用均等行政との連携について、雇用均等行政との連携を行う部分の派遣法の規定として派遣法47条の3を追加。
		2 派遣元責任者講習についての修正	派遣元責任者講習において配布する資料について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他を資料項目として追加。
第15	様式集	モデル就業条件明示書についての修正	文言の適正化等